

第3期沼田市耐震改修促進計画（案）

令和3年3月

沼 田 市



目 次

はじめに

- 1 計画の目的と期間 1
- 2 計画の位置づけ 1
- 3 耐震化の必要性 2
- 4 対象とする建築物 4

第1章 沼田市における地震の危険性

- 1 沼田市の地震経験 7
- 2 群馬県の地盤状況 8
- 3 想定される地震の規模、被害の状況 11

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施目標

- 1 耐震化の現状 12
- 2 住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化の目標 16
- 3 市有施設の耐震化の目標 20

第3章 建築物の耐震化の促進を図るための総合的施策

- 1 耐震化の促進に係る基本的な方針 22
- 2 耐震化の促進を図るための支援策及び環境整備 23
- 3 総合的な安全対策に関する事業 25
- 4 優先的に耐震化すべき建築物の設定 26
- 5 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策 27
- 6 その他建築物の耐震化を促進するために必要な事項 27

第4章 地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 相談体制の整備及び情報提供の充実 28
- 2 パンフレット作成・配布並びにセミナー・講習会の開催 28
- 3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導 28

第5章 法による指導及び助言・命令等についての連携

- 1 耐震改修促進法による指導等の実施 29
- 2 建築基準法による勧告・命令等の実施 29

- 参考資料 30

はじめに

1 計画の目的と期間

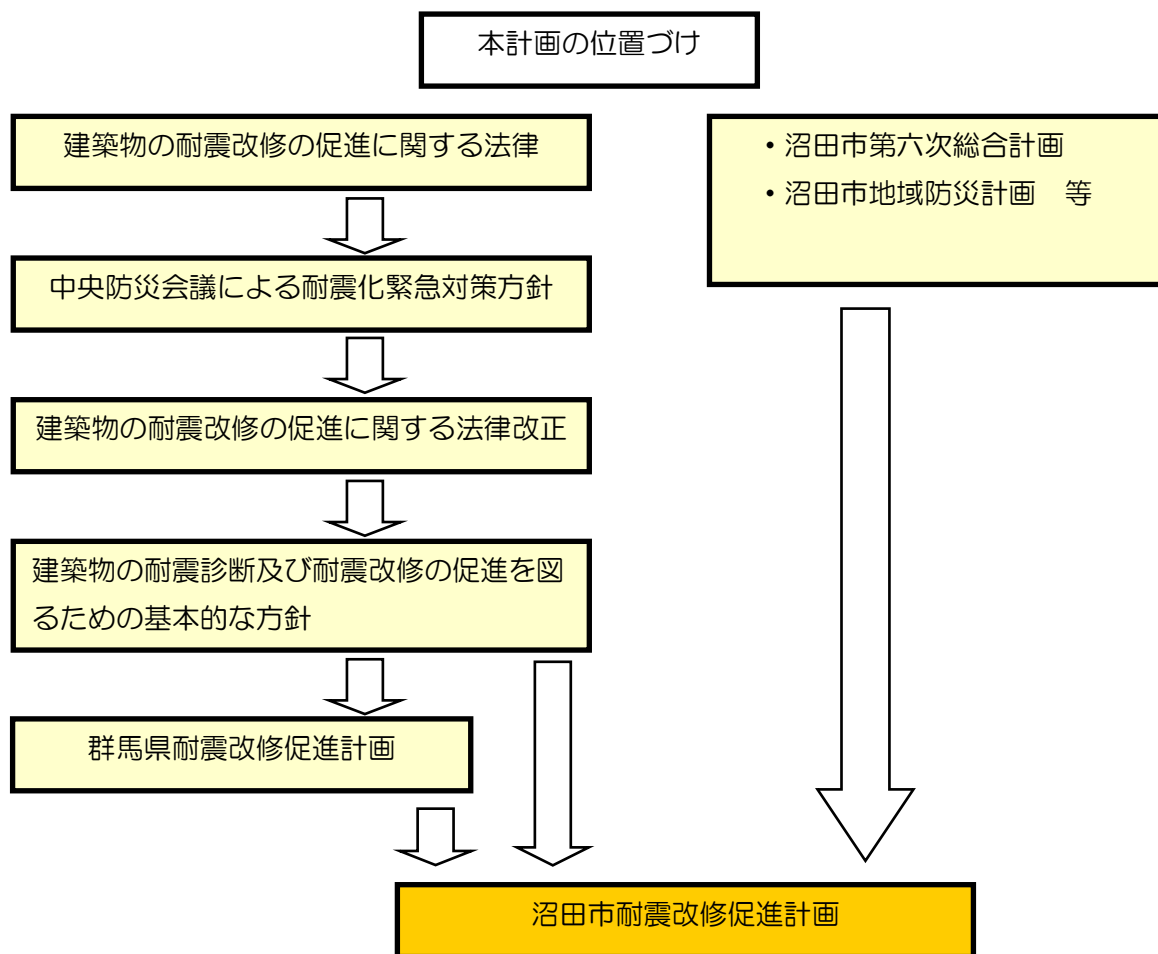
沼田市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守るため、市内の既存建築物において、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、また、住宅の倒壊による圧死等を防ぐために、住宅の部分的な補強による減災化を促進することを目的として策定するものです。

本計画では、市の上位計画である、沼田市第六次総合計画の最終年度に合わせ、その期間を令和3年度から令和8年度までの6か年を計画期間とし、目標値の設定や耐震化に向けた取組みを行ないます。

2 計画の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号、以下「耐震改修促進法」という。）に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定します。

また、沼田市における他の計画（「沼田市第六次総合計画」「沼田市地域防災計画」等）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。



なお、本計画は、社会情勢の変化や上位計画の見直し等を踏まえながら、適宜見直しを行うものとします。

◎沼田市第六次総合計画

平成29年度から令和8年度までの10か年を計画期間として、沼田市のまちづくりの基本となる「沼田市民憲章」と「森林文化都市宣言」の理念を引き継ぎ、市民が快適で安全な暮らしを営むことができる持続可能な市政運営を目指す基本方針とし、平成29年3月に策定しています。

基本計画の「自然環境・生活環境」において「防災まちづくりの推進」を基本施策に位置づけ、建築物の耐震診断や耐震改修を推進することとしています。

◎沼田市地域防災計画

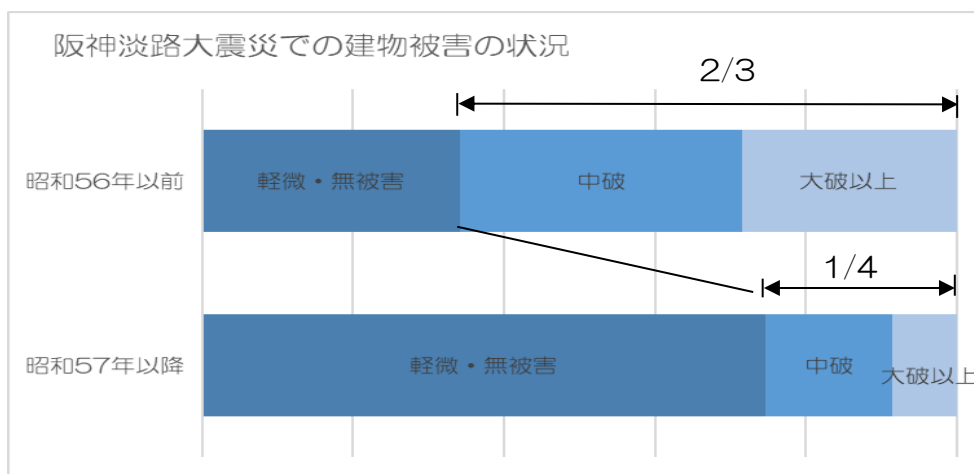
令和2年度に修正されました。この中で「地震災害応急対策計画」も策定しており、震災に対する知識、訓練、予防、避難場所、安全確保等について具体的に定めています。

3 耐震化の必要性

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人という多数の尊い人命が奪われました。

阪神・淡路大震災では、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊によるものでした。

建物の被害を見ると、耐震基準が改正された昭和56年以前に建築されたものの約2/3が損壊の被害に合い、昭和57年以降に建築されたものは約1/4であったことがわかっています。



その後、平成16年10月には新潟県中越地震、平成19年3月には能登半島地震、平成19年7月には新潟県中越沖地震が発生しました。

また、平成23年3月には、東日本大震災が発生し、津波による未曾有の被害が拡大するとともに、緊急輸送道路の機能確保や非構造部材の耐震化が防災上の課題となりました。

さらに、平成 28 年の熊本地震では、震度 7 の地震が 2 度にわたり発生し、多くの建物に被害をもたらした。その中には、新耐震基準の木造建築物にも一定の被害がありました。平成 30 年には、大阪府北部地震が発生し、ブロック塀の倒壊により、小学生の尊い命が奪われました。

この教訓を踏まえ、地震による人的・経済的被害を少なくするため、建築物の耐震化を図ることが有効であり、重要となります。

国においても中央防災会議※において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月）において、建築物の耐震改修については、「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成 17 年 3 月）においては、10 年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減することを目標としており、これらの課題や目標の達成のためには、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられています。

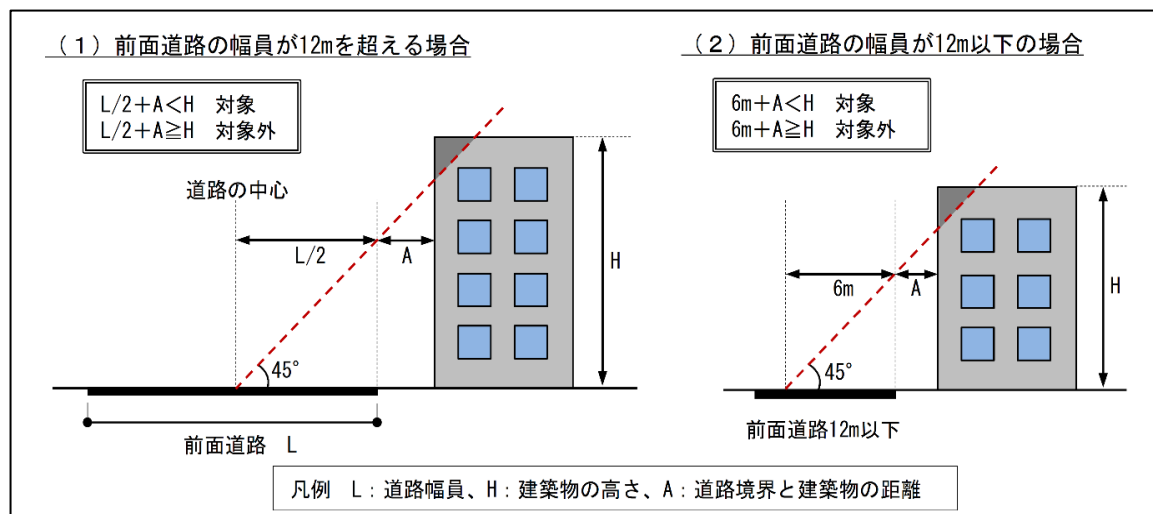
こうしたことから、地震防災推進会議※の提言を踏まえ、平成 17 年 11 月 7 日、国において耐震改修促進法の改正が行われました。

この改正を踏まえ、平成 19 年度に沼田市耐震改修促進計画を策定しました。

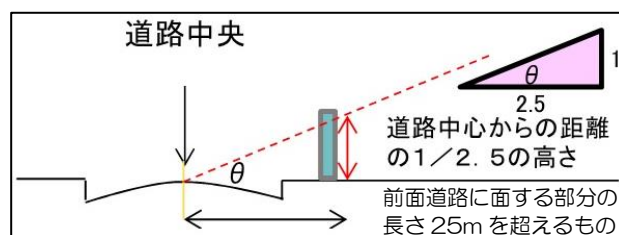
また、平成 27 年度に、住宅・建築物の耐震化率を 90% とする政府目標に対して、現況の耐震化の進捗が遅く、南海トラフ巨大地震や首都直下地震への対応の切迫性が指摘される中、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成 25 年 11 月、耐震改修促進法の更なる改正が行われました。

この改正で、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付けなどの耐震化促進のための制度の強化や、耐震改修計画の認定基準の緩和など建築物の耐震化の円滑な促進策が設けられました。さらに、平成 30 年度の政令改正により、耐震診断が義務付けられる、避難路※に接する通行障害建築物※（以下「避難路沿道建築物」という。）にブロック塀等が追加されました。

通行障害建築物



避難路沿道建築物の対象とすることが可能になったブロック塀等



※中央防災会議：内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災に関する計画の作成、推進、重要事項の審議などを行っている。

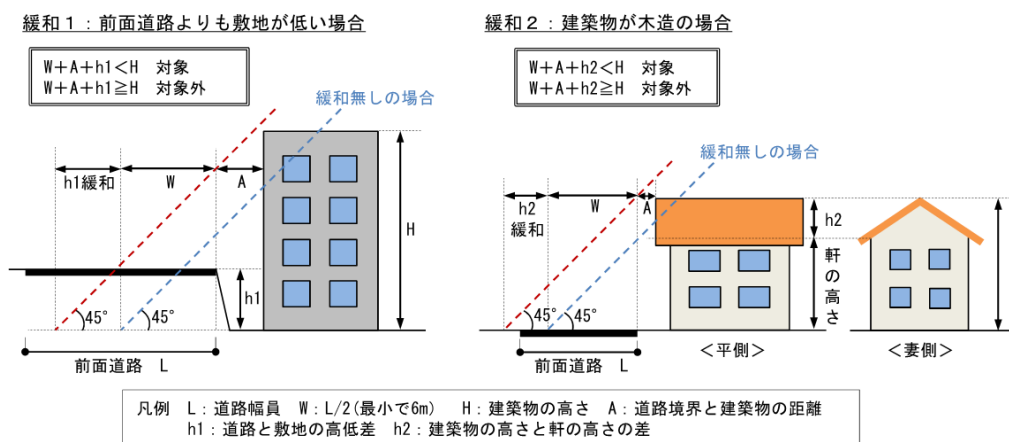
※地震防災推進会議：国土交通大臣を会長とし、耐震化の目標設定・目標達成などについて検討する。

※避難路：都道府県又は市町村の計画において、地震発生時に通行を確保すべき道路として指定したもの

※通行障害建築物：避難路に接する建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が 12m を超える場合は、幅員の 1/2、前面道路幅員が 12m 以下の場合は、6m）を加えたものを超える建築物。

群馬県の通行障害建築物の要件の緩和

令和2年度に群馬県において、群馬県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）で指定されている避難路沿道建築物の要件緩和が設けられました。



4 対象とする建築物

本計画では、耐震化を図るべき建築物として、次の施設のうち耐震性能を有しない建築物を対象にします。

なお、対象地域は計画の目的に沿って、沼田市全域とします。

- 1) 住宅
- 2) 特定建築物
 - ア) 特定既存耐震不適格建築物

- 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（耐震改修促進法第 14 条第 1 号）
（参考資料 別表- 1 参照）
- 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定以上の危険物を扱う建築物
（耐震改修促進法第 14 条第 2 号）
- 避難路沿道建築物（耐震改修促進法第 14 条第 3 号）

イ) 要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第 3 条）

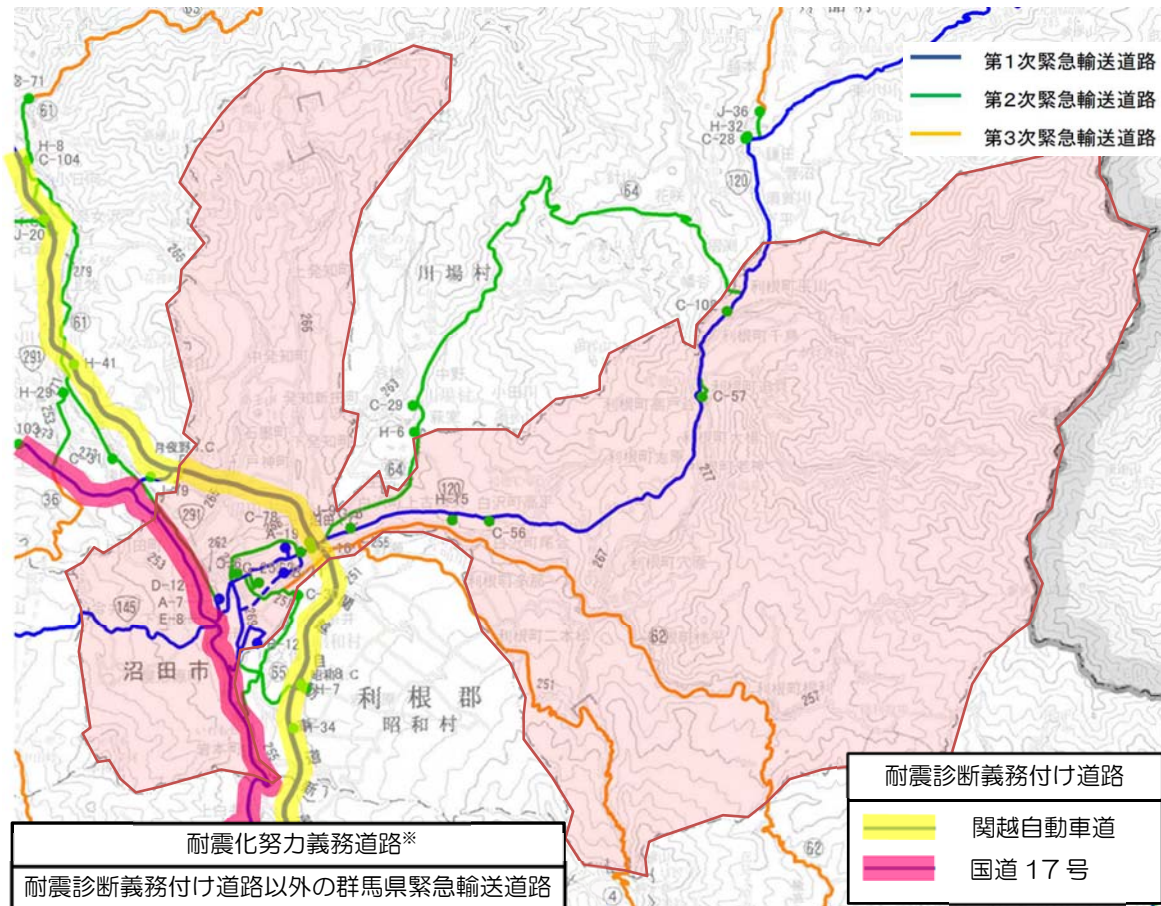
- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

ウ) 要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第 7 条）

- 県又は市町村が指定する避難路に接する通行障害建築物
- 県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

なお、上記、イ) とウ) については、耐震診断義務付け対象建築物となります。

◎地震発生時に通行を確保すべき道路位置図



(群馬県緊急輸送道路ネットワーク図抜粋)

※耐震化努力義務道路：県計画で耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号の規定に基づき指定した避難路

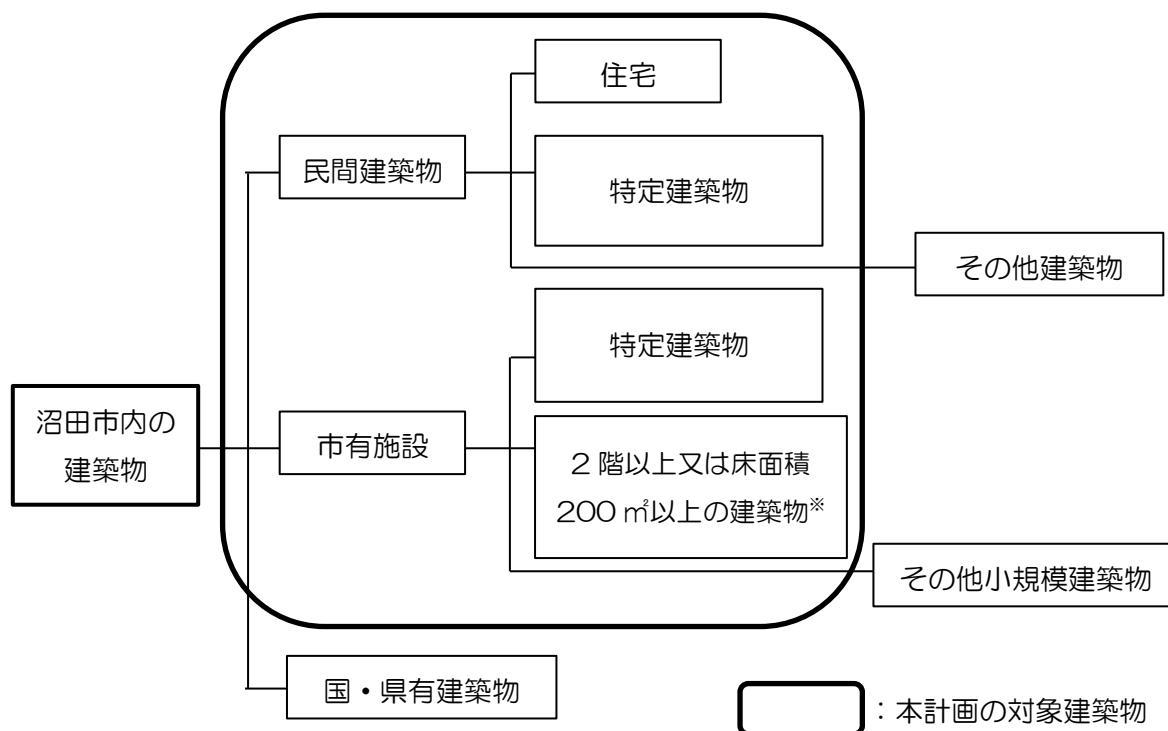
令和 2 年度に県計画で耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号に基づく道路（以下、「耐震診断義務付け道路」という。）を指定しました。

3) 市有施設（公共建築物）

地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に取り組みます。

なお、本計画では沼田市所有の2階以上又は床面積200㎡以上の建築物を対象とします。ただし、沼田市地域防災計画において避難施設に指定されている施設及び集会場、消防団詰所はすべて対象とします。

◎本計画の対象建築物



※沼田市地域防災計画において避難施設に指定されている施設及び集会場、消防団詰所はすべて対象とします。

国・県有建築物は、国の基本方針、県計画において計画されているため、本計画では対象外とします。

第1章 沼田市における地震の危険性

1 沼田市の地震経験

近年、県内で発生した地震被害で最も大きいのが、昭和6年に発生した「西埼玉地震」で、死者5名、負傷者55名を数えるほか、八高線鉄橋が破壊されるほどの被害が発生しています。

また、新潟県中越地震（H16.10）では、沼田市でも震度5弱を観測し、県内の家屋一部損壊1,055戸の被災は記憶に新しいところです。

さらには、県内での被害は確認されていませんが、平成19年7月には新潟県中越沖地震（沼田市震度4）が発生しており、新潟県柏崎市を中心とした地域に甚大な被害をもたらしました。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震では、沼田市で震度5強を記録し、市内でも被害が発生しました。

発生日月	地震名 (震源)	規模 (M)	震度	被害状況
1916.2.22 (大正5年)	・・・ (浅間山麓)	6.2	・・・	家屋全壊7戸、半壊3戸 一部損壊109戸
1923.9.1 (大正12年)	関東大震災 (小田原付近)	7.9	前橋4	負傷者9人 家屋全壊49戸、半壊8戸
1931.9.21 (昭和6年)	西埼玉地震 (埼玉県仙元山付近)	6.9	高崎・渋川・五料6 前橋5	死者5人、負傷者55人、 家屋全壊166戸、半壊1,769戸
1964.6.16 (昭和39年)	新潟地震 (新潟県沖)	7.5	前橋4	負傷者1人
1996.12.21 (平成8年)	茨城県南西部の地震 (茨城県南部)	5.5	板倉5弱 沼田・片品・桐生4	家屋一部損壊46戸
2004.10.23 (平成16年)	新潟県中越地震 (新潟県中越)	6.8	高崎、沼田、片品5弱 富士見、赤堀、白沢4	負傷者6人 家屋一部損壊1,055戸
2007.7.16 (平成19年)	新潟県中越沖地震 (新潟県中越沖)	6.8	沼田、渋川、片品4 前橋、高崎、桐生3	負傷者なし 家屋損壊なし
2011.3.11 (平成23年)	平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震 (太平洋三陸沖)	9	桐生6弱 沼田・前橋・高崎・ 渋川・太田など5強	死者1人、負傷者41人、 家屋半壊7戸 一部損壊17,246戸
2018.6.17 (平成30年)	群馬県南部を震源とする 地震 (群馬県南部)	4.6	渋川5弱 前橋、桐生、伊勢崎、 沼田など4	住宅一部破損4棟

(沼田市地域防災計画)

2 群馬県の地盤状況

地震には、活断層の活動による「内陸直下型地震（阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など）」と、プレート（岩盤）どうしがぶつかり合うことにより発生する「プレート境界型地震（関東大震災や十勝沖地震など）」があります。

沼田市内には、フォッサマグナ※の東縁とされる「柏崎-銚子構造線※」が沼田市西部を南北に貫いています。また、片品川左岸断層が市東部に入っています。この他にも、活断層が5か所確認されています。

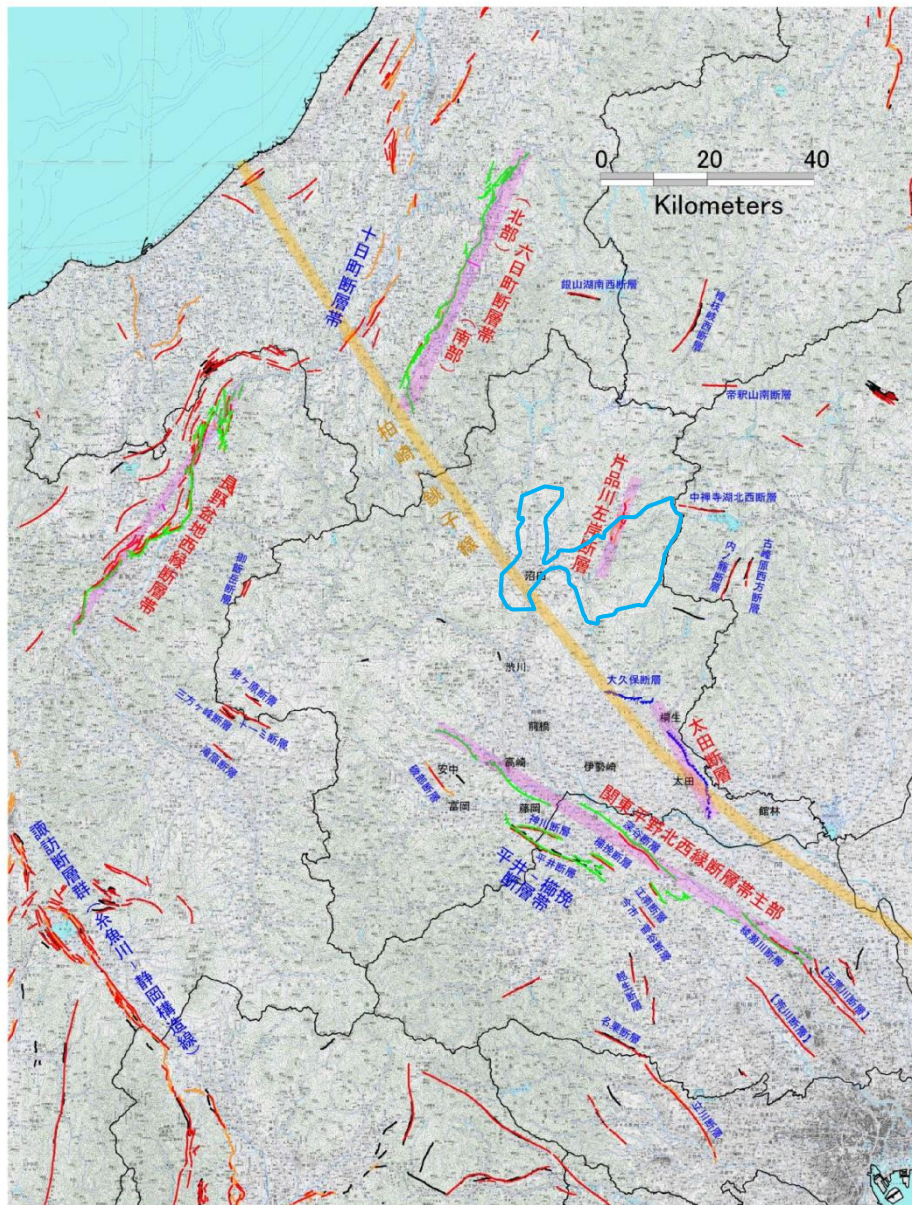
最近の地震活動としては、関東平野北西縁断層帯に沿って定常的に微小地震活動がみられるほか、沼田市北部にある片品川左岸断層地域でも定常的に小規模な地震活動がみられ、関東地方の陸域の浅いところでみられる地震活動の中で最も活発となり、関東平野北西縁断層帯主部では今後30年以内にM8程度の地震が発生することも想定されています。

これらの断層帯は、いつ断層が活動してもおかしくない状況にあるといえ、内陸直下型地震が発生する可能性があります。

※フォッサマグナ：ラテン語で「大きな溝」という意味。本州中央部を南北に横断する地質学的な溝で、西端は糸魚川-静岡構造線、東端は柏崎-銚子構造線とされている。

※構造線：地殻変動により生じた大規模な断層帯のこと。一本の大断層ではなく、時期や規模によらず数多くの断層の集合体から成る場合が多い。これを境に両側は著しく異なる地質構造が形成される。特に、新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田を通り千葉県銚子付近へ抜ける構造線を、柏崎-銚子構造線という。

◎群馬県内の構造線や活断層の分布



種類	断層名	出典
	(活断層：確実度Ⅰ・Ⅱ)	新編日本の活断層 (1991)
	(活断層)	活断層詳細デジタルマップ (2002)
	(推定活断層)	活断層詳細デジタルマップ (2002)
	関東平野北西縁断層帯主部 (平井一掃挽断層帯)	地震調査研究推進本部 (2005)
	長野盆地西縁断層帯	地震調査研究推進本部 (2001)
	六日町断層帯	地震調査研究推進本部 (2009)
	大久保断層	松田ほか (1977)、熊原・近藤 (2008)
	太田断層	熊原・近藤 (2009)
	(柏崎-鏡子線)	

(群馬県地震被害想定調査※)

※群馬県地震被害想定調査：群馬県では、平成7～9年度に地震被害想定調査を行っているが、被害想定の前提とした社会条件等が大きく変化している。また、その間、地震学・地震工学の進展に伴い、より高精度に地震被害を予測することが可能となった。そのような状況を踏まえ、前回調査を見直すこととし、地盤や建築、火災などの専門家による群馬県地震被害想定調査検討委員会において検討を行い平成24年に公開された。

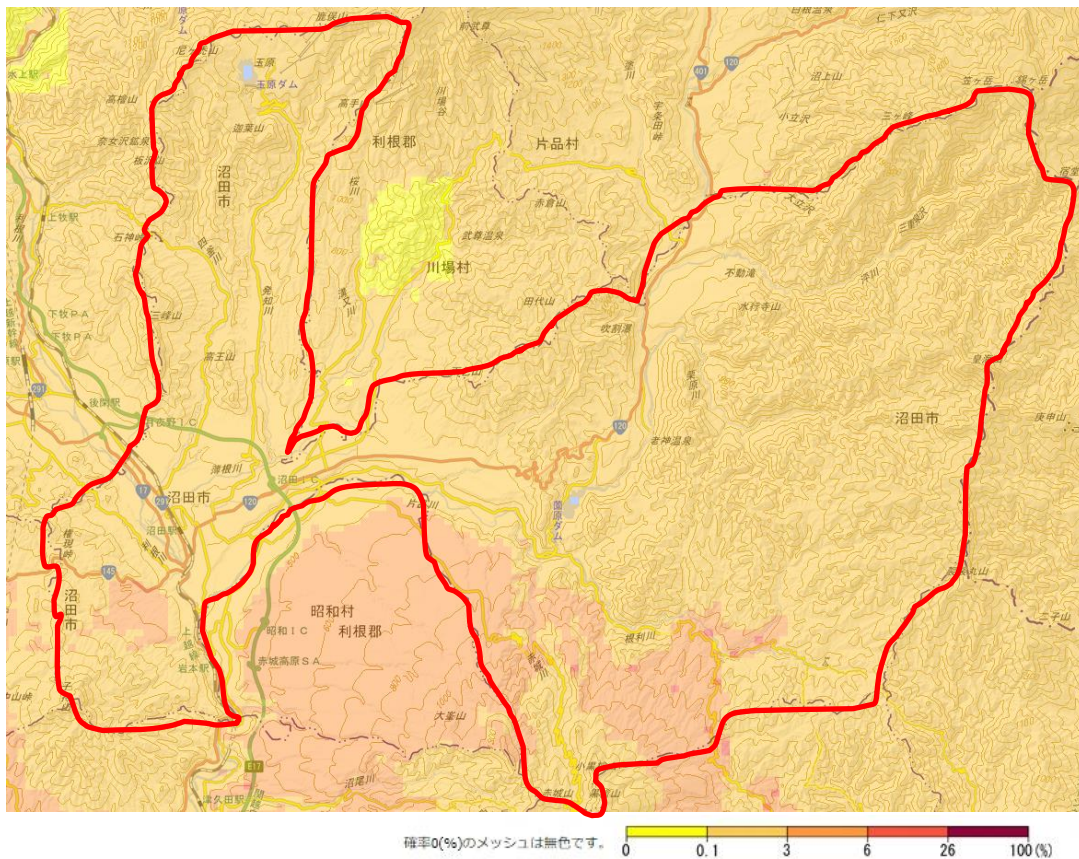
◎市内の地震動の予測

地震調査研究推進本部※地震調査委員会は、東日本大震災の発生を受けて指摘された確率的地震動予測地図の諸課題のうち、特に大規模・低頻度の地震を考慮するための検討等に重点的に取り組み、2014年以降、新たに公表される長期評価に基づいた全国地震予測地図を更新、公表しています。

この地図で「今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率」において、沼田市は、ほぼ全域で0.1～3%の確率となっています。一部川田地区、利根地区の山間部は、3～6%の確率となっています。

※：地震調査研究推進本部：平成7年の阪神・淡路大震災の経験を活かし、地震に関する調査研究の成果を社会に伝え、政府として一元的に推進するために作られた組織。地震防災対策の強化、特に地震による被害の軽減に資する地震調査研究の推進を基本目標に調査・研究を進めています。

今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率

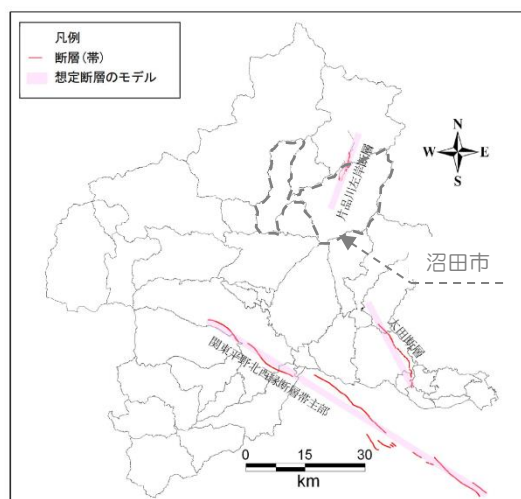


(全国地震動予測地図 2018年版(2019年1月修正版) 抜粋)

3 想定される地震の規模、被害の状況

沼田市の地震被害想定では、群馬県地震被害想定調査において、県内で起こる3つの震源による地震を想定し、その被害を推定したところ、「片品川左岸断層による地震」で最も大きな影響が想定されました。

人的被害については、10人近い死者の発生、物的被害については、600棟を超える建物の損壊、300人を超える避難者の発生が想定されています。



◎想定地震ごとの被害想定※

項 目		片品川左岸断層による地震	関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	
地震の規模		M7.0	M8.1	M7.1	
人的被害	死者	8.7人	2.5人	0人	
	負傷者	35.9人	14.3人	0.2人	
	(建物被害・断水) 避難者	直後	314.9人	92.3人	0人
		1日後	314.9人	625.5人	0人
		1か月後	314.9人	92.3人	0人
物的被害	建物 (全壊・半壊)	673.5棟	207.1棟	0.8棟	
	火災 出火件数	0.22件	0件	0件	

(沼田市地域防災計画より作成)

※被害想定：被害予測結果は「冬の5時」「夏の12時」「冬の18時」を想定して、被害予測結果が出されているが、最も被害想定の大い数値を使用した。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施目標

1 耐震化の現状

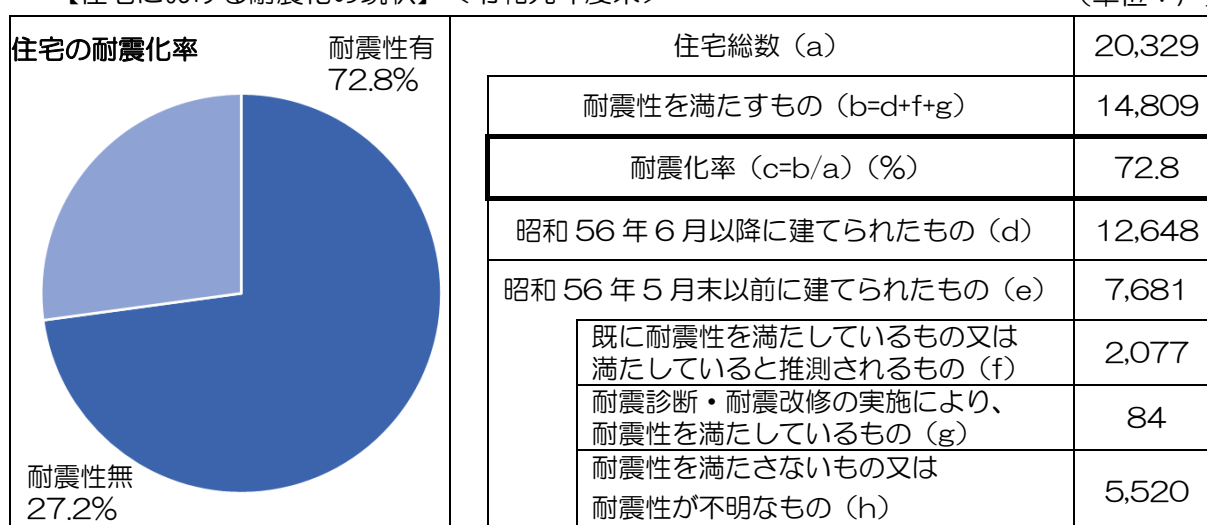
1) 住宅

沼田市における住宅総数は、令和元年度末で、20,329戸であり昭和56年6月以降の耐震性を有する住宅は62.2%で12,648戸となっています。

昭和56年5月以前の住宅で耐震性がありと診断され住宅及び改修済みの住宅は合計で2,161戸となっており、昭和56年6月以降の住宅と合わせると、14,809戸であり、耐震化率は、推定で72.8%となっています。

【住宅における耐震化の現状】 <令和元年度末>

(単位：戸)



(固定資産税台帳)

- * 昭和56年5月末以前に建てられた住宅でも耐震性が高いと考えられる住宅もあることから、耐震診断・耐震改修の実施により、耐震性を満たしていると判断された建築物を除き、昭和56年5月末以前に建てられた住宅のうち2,077戸は耐震性を満たしていると推計しました。(国の試算を準用)

2) 特定建築物

ア) 特定既存耐震不適格建築物

・多数の者が利用する建築物

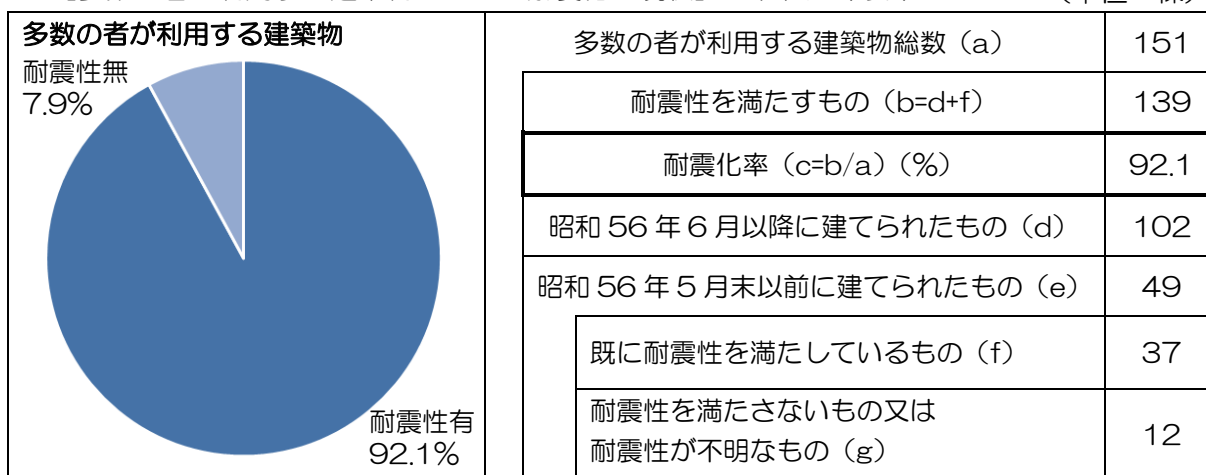
多数の者が利用する建築物は、令和元年度末で、151 棟であり、昭和 56 年 6 月以降の耐震性を有する建築物は 67.5%で 102 棟となっています。

昭和 56 年 5 月以前の建築物で耐震性を満たしている建築物は合計で 37 棟となっており、昭和 56 年 6 月以降と合わせると、139 棟であり、耐震化率は、推定で 92.1%となっています。

また、市有施設に限っては 64 棟であり昭和 56 年 6 月以降の耐震性を有する建築物は 54.7%で 35 棟となっています。昭和 56 年 5 月以前の建築物で耐震性を満たしている建築物は合計で 28 棟となっており、昭和 56 年 6 月以降と合わせると、63 棟であり、耐震化率は、98.4%となっています。

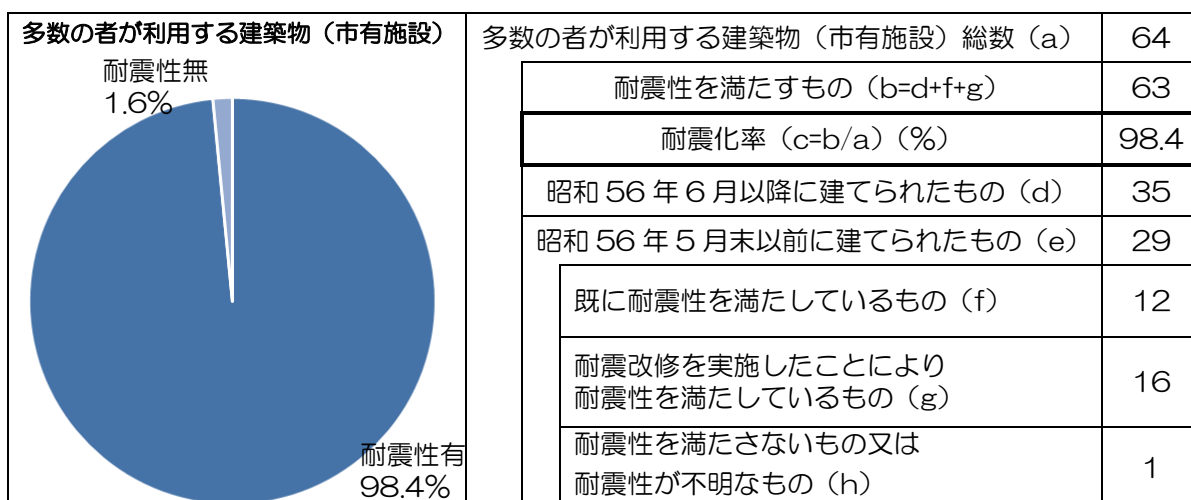
【多数の者が利用する建築物における耐震化の現状】 <令和元年度末>

(単位：棟)



【多数の者が利用する建築物（市有施設）における耐震化の現状】 <令和元年度末>

(単位：棟)



- **危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物**

令和元年度末における危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は、沼田市にはありません。

- **避難路沿道建築物**

県計画で指定する沼田市内の避難路沿道建築物について、群馬県と連携して耐震化を促進します。避難路沿道建築物については、今後特定していく予定です。

イ) 要緊急安全確認大規模建築物

沼田市内の要緊急安全確認大規模建築物の対象建築物はありますが、全て耐震化済みです。

ウ) 要安全確認計画記載建築物

県計画で指定する沼田市内の耐震診断義務付け道路はありますが、耐震診断義務付け対象建築物はありません。

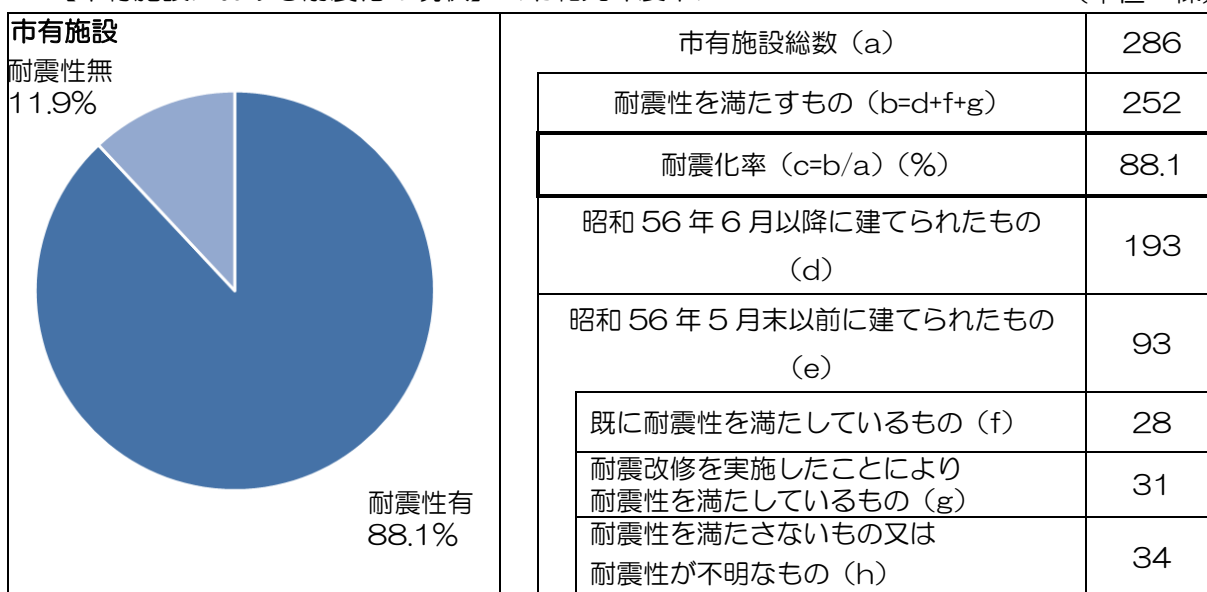
3) 市有施設

対象となる市有施設は、令和元年度末で、286 棟であり、昭和 56 年 6 月以降の耐震性を有する建築物は 67.5%で 193 棟となっています。

昭和 56 年 5 月以前の建築物で耐震性を満たしている建築物は合計で 59 棟となっており、昭和 56 年 6 月以降と合わせると、252 棟であり、耐震化率は、88.1%となっています。

【市有施設における耐震化の現状】 <令和元年度末>

(単位：棟)



(特定既存耐震不適格建築物を含む)

*市有施設：2階以上又は床面積 200 m²以上の建築物とします。

(ただし、地域防災計画において避難施設に指定されている施設及び集会場、消防団詰所はすべて含むものとします。)

2 住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

(1) 自然更新による耐震化率の推計

1) 住宅

令和8年度末の住宅総数は 20,263 戸であり昭和 56 年 6 月以降の耐震性を有する住宅は 63.7%で 12,914 戸となっています。

昭和 56 年 5 月以前の住宅で耐震性がありと診断され住宅及び改修済みの住宅は合計で 2,168 戸となっており、昭和 56 年 6 月以降の住宅と合わせると、15,082 戸であり、耐震化率は、推定で 74.4%となっています。

【自然更新による令和 8 年度末における住宅の耐震化率の推計】

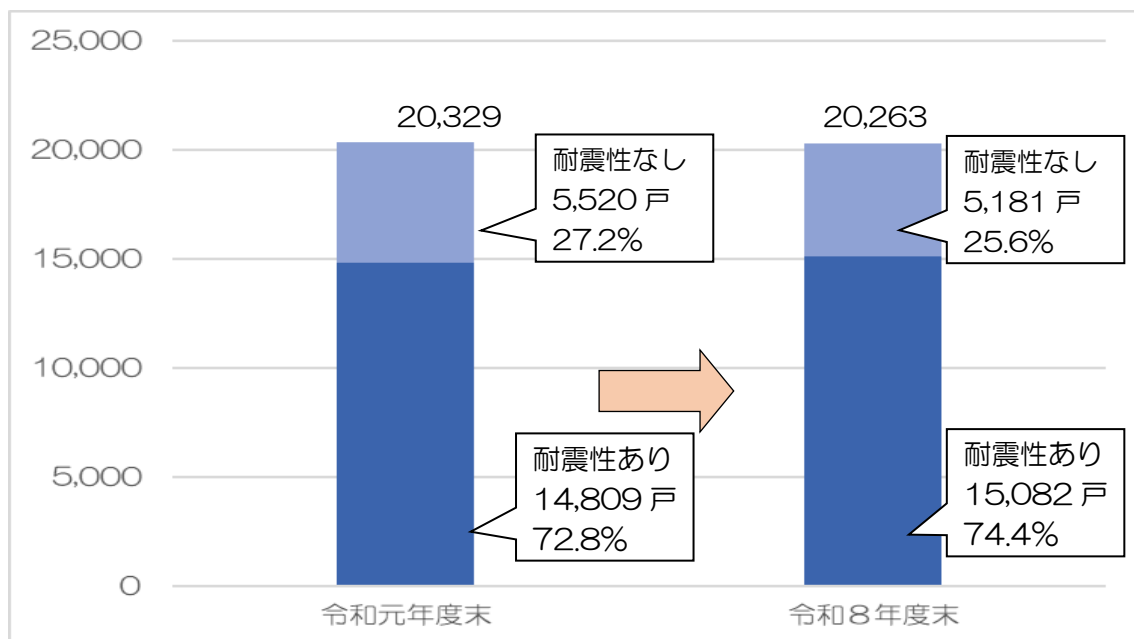
(単位：戸)

	令和元年度末	令和 8 年度末
住宅の総数 (a)	20,329	20,263
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	14,809	15,082
耐震化率 (c=b/a) (%)	72.8	74.4
昭和 56 年 6 月以降に建てられたもの (d)	12,648	12,914
昭和 56 年 5 月末以前に建てられたもの (e)	7,681	7,349
耐震上支障がないと推定できるもの (f)	2,077	1,987
耐震改修を実施したことにより耐震性を有するもの (g)	84	181
耐震性が不十分なもの (h)	5,520	5,181

* 令和8年度末の住宅総数、昭和56年5月末以前に建てられたものの増減は、住宅・土地統計調査から推計

* 耐震改修を実施したことにより耐震性を有するものは、群馬県の推計を準用

住 宅



2) 多数の者が利用する建築物

令和8年度末の多数の者が利用する建築物は 154 棟であり昭和 56 年 6 月以降の耐震性を有する建築物は 69.5%で 107 棟となっています。

昭和 56 年 5 月以前の建築物で耐震性がありと診断され建築物及び改修済みの建築物は合計で 37 棟となっており、昭和 56 年 6 月以降の建築物と合わせると、144 棟であり、耐震化率は、93.5%と推計します。

【自然更新による令和 8 年度末における多数の者が利用する建築物の耐震化率の推計】

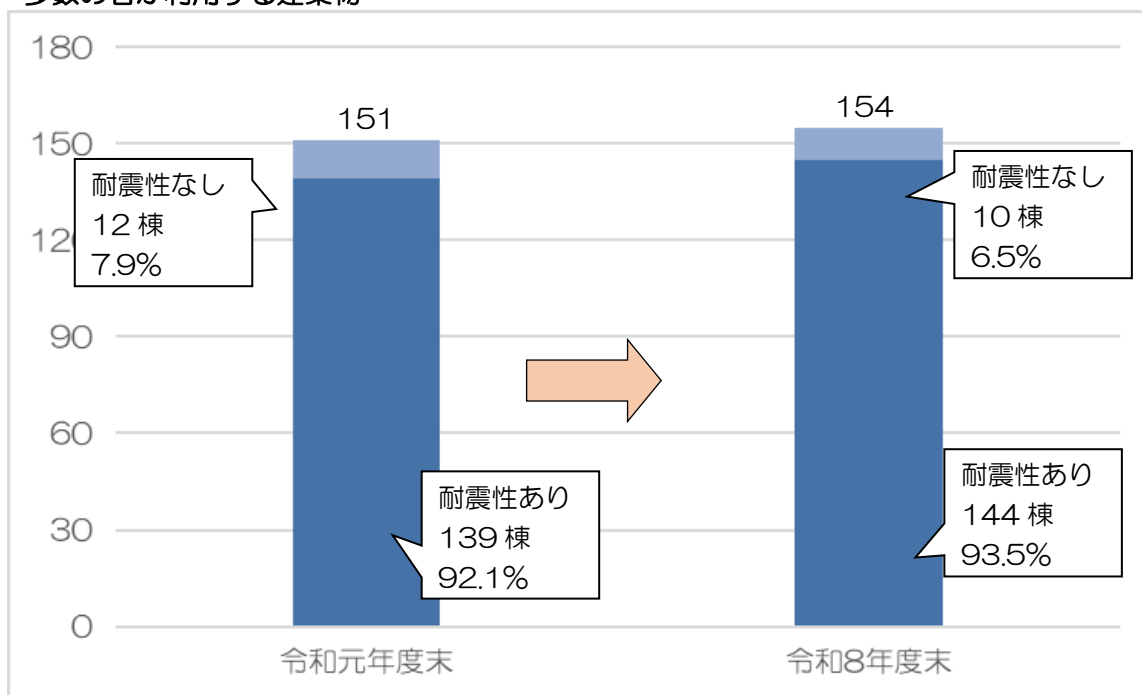
(単位：棟)

	令和元年度末	令和 8 年度末
多数の者が利用する建築物の総数 (a)	151	154
耐震性を満たすもの (b=d+f)	139	144
耐震化率 (c=b/a) (%)	92.1	93.5
昭和 56 年 6 月以降に建てられたもの (d)	102	107
昭和 56 年 5 月末以前に建てられたもの (e)	49	47
耐震診断・耐震改修の実施により、耐震性を満たしているもの (f)	37	37
耐震性が不十分なもの (g)	12	10

* 多数の者が利用する建築物総数は、令和 8 年までに 2.0%増加するものとしました。

* 昭和 56 年 5 月末以前に建てられたものは令和 8 年までに 3.9%減少するものとしました。

多数の者が利用する建築物



(2) 耐震化率の目標の設定

耐震化率は、住宅 80%、建築物は 95%を目指します。

1) 住宅

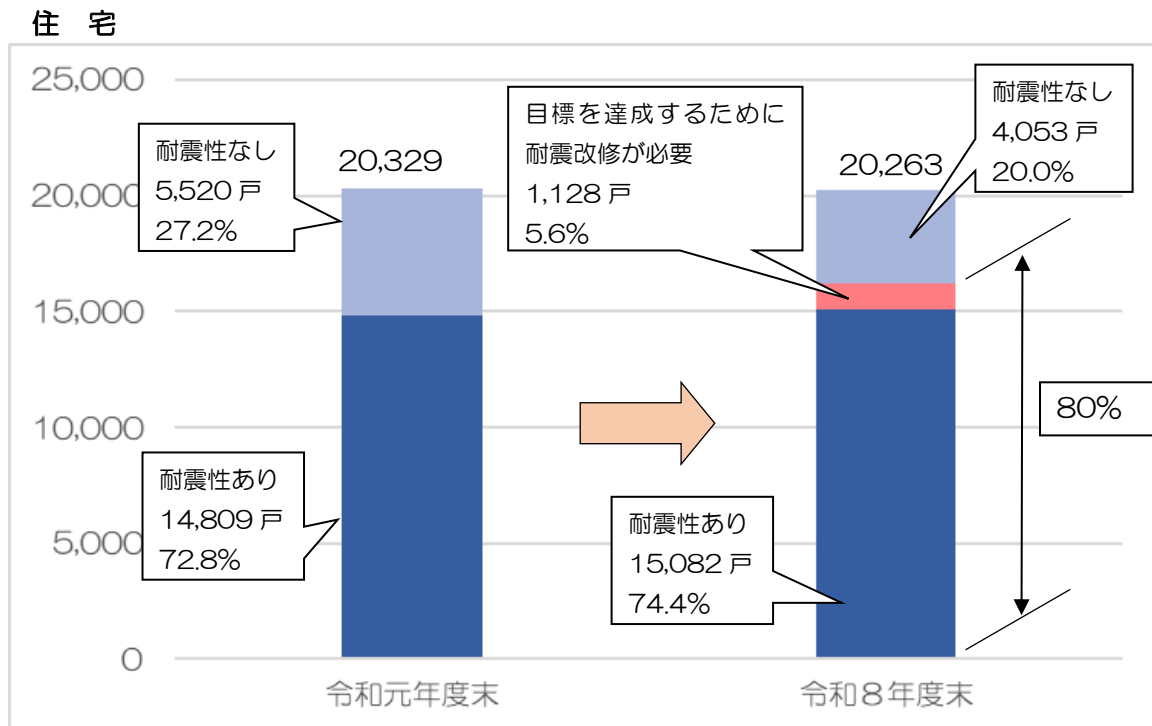
住宅の耐震化の目標は、現状の耐震化率が 72.8%と群馬県の耐震化率より低く、住宅戸数も減少する見込みのため、住宅の耐震化の目標は第 2 期計画と同様に 80%とします。

なお、群馬県では現状の耐震化率が 86.7%と高いため、目標値を 95%としています。

【令和 8 年度末における住宅の耐震化率の目標】

(単位：戸)

令和元年度末における住宅総数 (a)	20,329
耐震性を満たすもの (b)	14,809
耐震化率 (c=b/a) (%)	72.8
令和 8 年度末における住宅総数の推計値 (d)	20,263
自然更新等により令和 8 年度末の時点で耐震性を満たすと推測されるもの (e)	15,082
自然更新等により令和 8 年度末における耐震化率 (f=e/d)	74.4%
目標 (80%) を達成するために令和 8 年度末時点で耐震性を満たす必要がある戸数 (g)	16,210
令和 8 年度末までに耐震改修が必要な戸数 (h=g-e)	1,128
令和 8 年度末における耐震化率の目標 (i=g/d)	80.0 %



2) 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物は、民間建築物を含め 151 棟あり、耐震化の現状は 92.1%、自然更新等による令和 8 年度末における耐震化率は 93.5%と推計されます。

現状の耐震化率や自然更新、群馬県の耐震化の目標を考慮して、第 2 期計画と同様に耐震化の目標値を 95%とします。

また、多数の者が利用する建築物で市有施設においては耐震化の現状は 98.4%となっています。沼田市においても県と同様に市有建築物が先導して耐震化を推進するべく、耐震化率の目標を 100%とします。

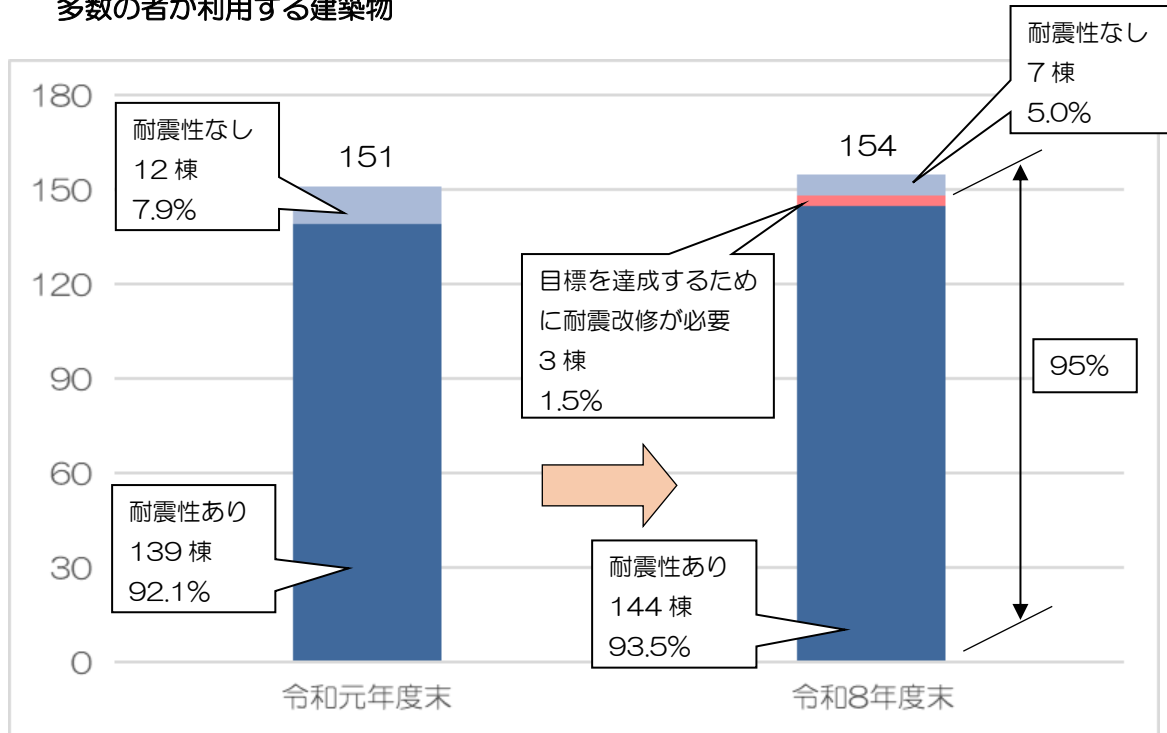
なお、平成 28 年度に策定した「沼田市公共施設等総合管理計画」との整合を図りながら、施設等の耐震化を推進していきます。

【令和 8 年度末における多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標】

(単位：棟)

令和元年度末における棟総数 (a)	151
耐震性を満たすもの (b)	139
耐震化率 (c=b/a) (%)	92.1
令和 8 年度末における棟総数の推計値 (d)	154
自然更新等により令和 8 年度末の時点で耐震性を満たすと推測されるもの (e)	144
自然更新等により令和 8 年度末における耐震化率 (f=e/d)	93.5
目標 (95%) を達成するために令和 8 年度末時点で耐震性を満たす必要がある棟数 (g)	147
令和 8 年度末までに耐震改修が必要な棟数 (h=g-e)	3
令和 8 年度末における耐震化率の目標 (i=g/d) (%)	95.0

多数の者が利用する建築物



3 市有施設の耐震化の目標

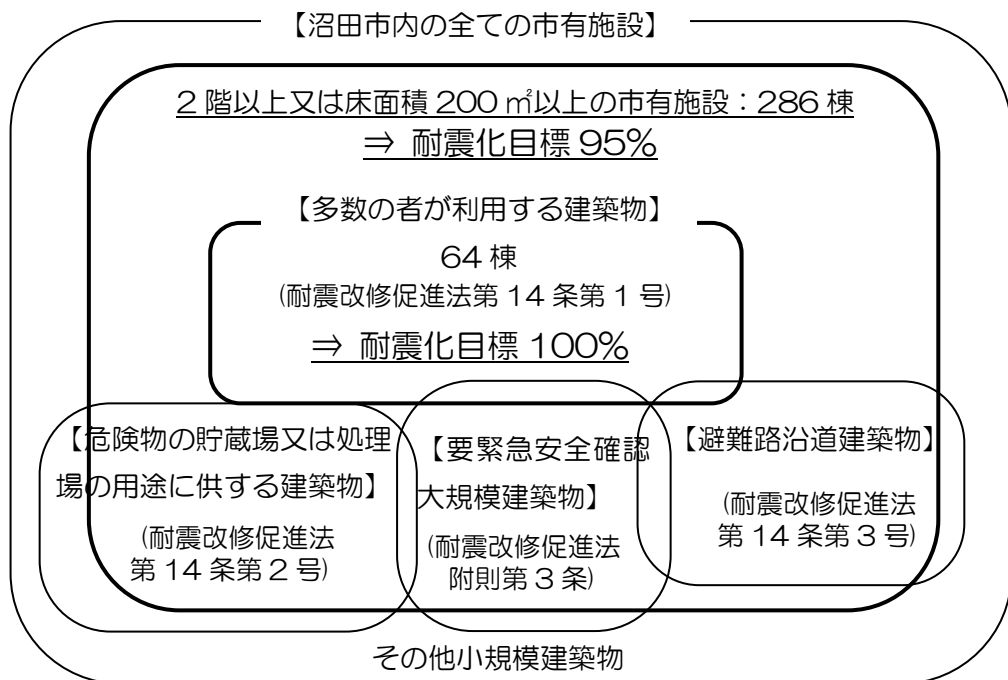
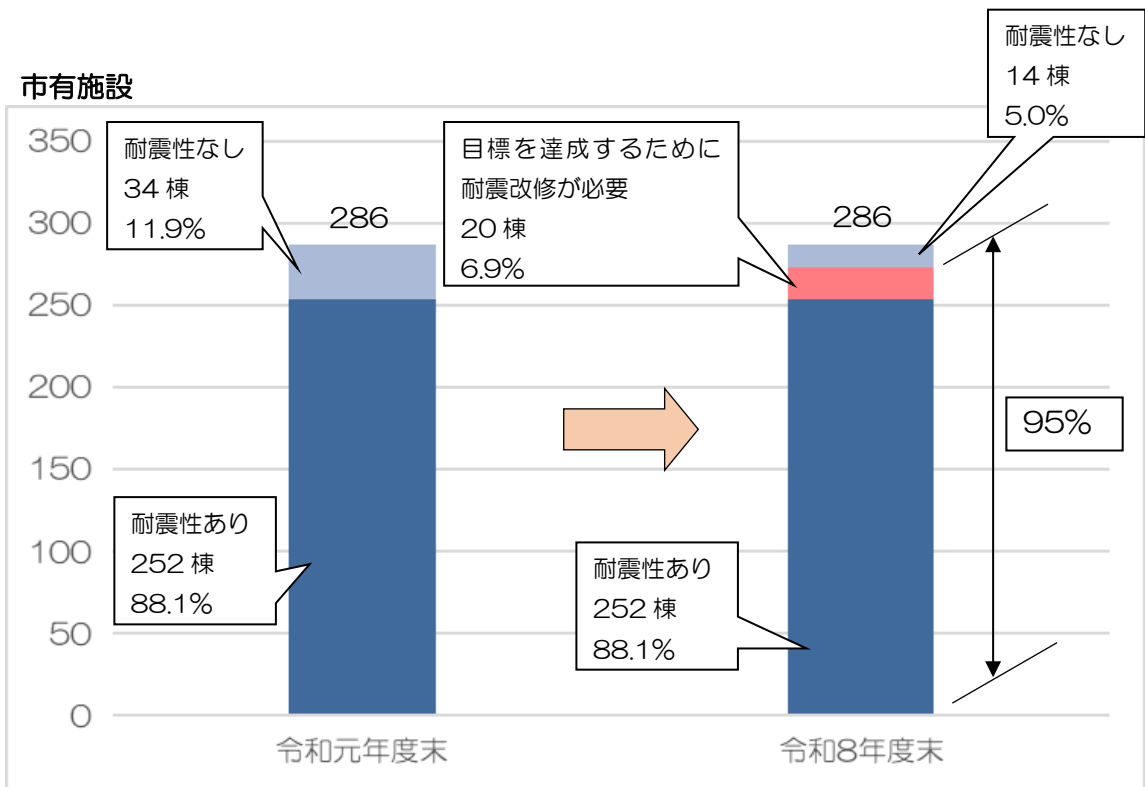
1) 市有施設

市有施設は、286 棟あり、耐震化の現状は 88.1%、施設の増減はないと考え、多数の者が利用する建築物と同様に耐震化の目標を、目標値を95%とします。

また平成 28 年度に策定した「沼田市公共施設等総合管理計画」で所有する公共施設の一人あたりの面積規模が全国平均よりも多いことが判明していることから、施設の数や低減するなど管理体制についても検討していきます。

【令和 8 年度末における市有施設の耐震化率の目標】

(単位：棟)	
令和元年度末における棟総数 (a)	286
耐震性を満たすもの (b)	252
耐震化率 (c=b/a) (%)	88.1
令和 8 年度末における棟総数 (d)	286
目標 (95%) を達成するために令和 8 年度末時点で耐震性を満たす必要がある棟数 (e)	272
令和 8 年度末までに耐震改修が必要な棟数 (f=e-b)	20
令和 8 年度末における耐震化率の目標 (g=e/d) (%)	95.0



* 令和元年度末における危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物及び県計画で指定した耐震診断義務付け道路沿道建築物の対象建築物は市有施設にはありません。また、沼田市内の要緊急安全確認大規模建築物の対象建築物はありますが、全て耐震化済みです。

第3章 建築物の耐震化の促進を図るための総合的施策

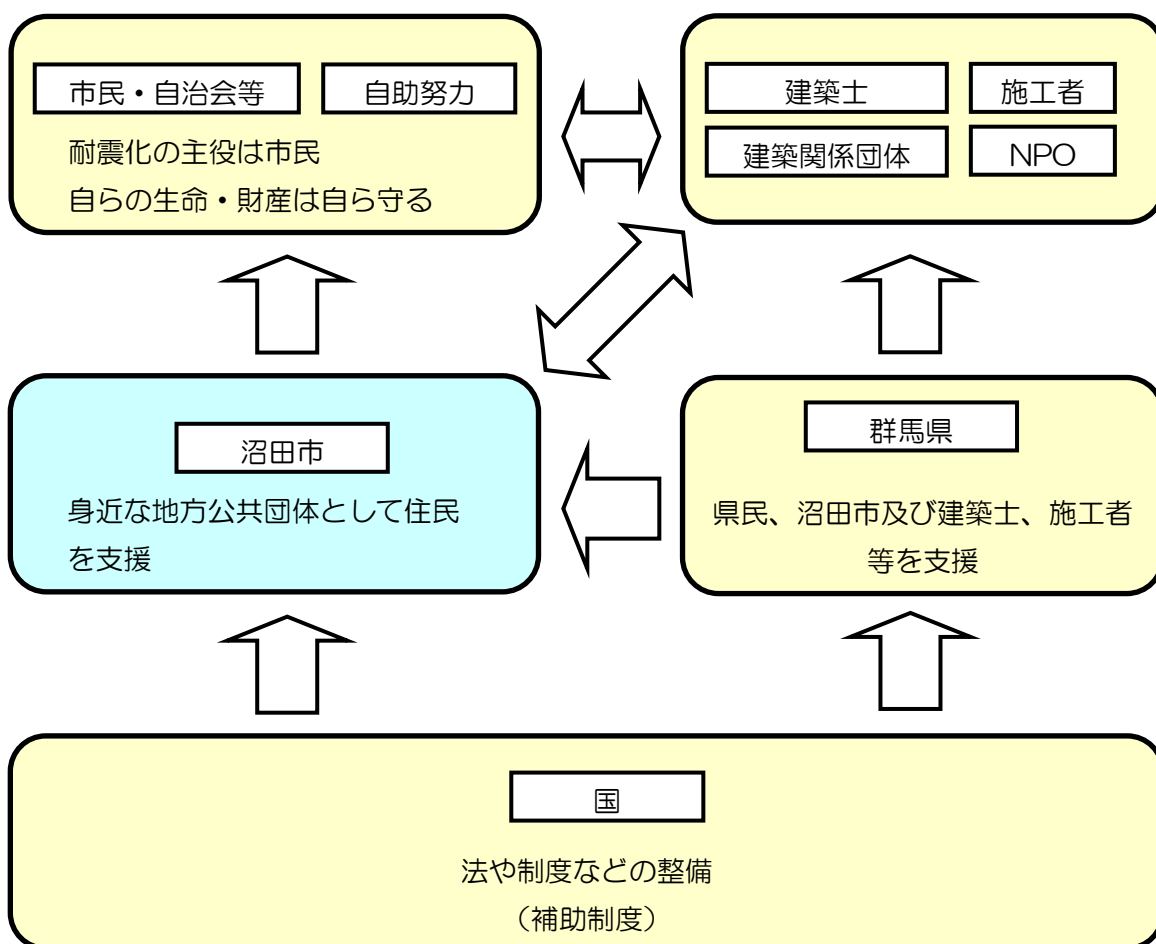
1 耐震化の促進に係る基本的な方針

住宅・建築物の耐震化促進のためには、住宅・建築物の所有者自らが地域防災対策を自らの問題として意識的に取り組むことが重要です。

しかしながら、コスト問題や情報不足、また、自分だけは大丈夫という思いもあり耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。

こうしたことから、沼田市においては、住民に最も身近な地方公共団体として、各地域の実情に応じて、所有者にとって耐震診断や耐震改修、耐震改修が難しい場合の住宅の減災化を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を群馬県や関係団体と連携しながら実施するものとします。

耐震化を促進するための役割分担（イメージ）



2 耐震化の促進を図るための支援策及び環境整備

沼田市では、平成 20 年度から沼田市木造住宅耐震診断者派遣事業を行い、平成 24 年度から沼田市木造住宅耐震改修補助事業を行い、平成 30 年度から耐震改修が難しい場合の受け皿として、耐震シェルター補助事業を行ってきました。今後も、市民が住宅の耐震化に関する支援策を受けることができるよう群馬県と連携しながら耐震診断及び耐震改修の支援を行っていきます。

耐震化の促進を図るためには、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。個人住宅においては、全世帯を対象にした啓発パンフレットの配布や広報誌の活用により、耐震化の必要性について周知を図ります。

そのため、次のような支援策を実施します。

① アクションプログラムに基づく取り組みを促進します。

住宅の耐震化を加速させるためには、戸建て訪問等による住宅所有者への直接的な働きかけや耐震診断後に改修補助金制度・概算費用を案内したり、相談を受けたりすることなど、住宅所有者に合わせたきめ細やかな取り組みを行うことが重要となります。そこで、住宅耐震化に向けた積極的な取り組みを位置づけた「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」（以下、アクションプログラムと言う。）を別途定めます。

② 平成 20 年度に策定した「沼田市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱」により、木造住宅居住者に対し、耐震診断を促進します。

令和元年度末までに、80 棟の建物が診断されました。今後、アクションプログラムに基づき、耐震診断後に細やかな説明を行い、耐震改修工事を促進していきます。

「沼田市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱」概要

対象とする建物	・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した一戸建住宅又は併用住宅 ・平家建て又は 2 階建 ・在来軸組工法で建築 のいずれも該当する木造建築物
耐震診断方法	一般診断法により地震に対する安全性を評価する
耐震診断者	市が派遣する建築士で所定の講習を修了した者
耐震診断費用	全額補助（耐震診断者の交通費は実費）

③ 平成 24 年度に策定した「沼田市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱」により、木造住宅居住者に対し、耐震改修を促進します。

令和元年度末までに、5 棟の建物が改修されました。また、住宅所有者の耐震化にかかる費用の準備金の軽減を図るため、住宅所有者に代わって建築士・施工者が補助金を受領する代理受領制度を導入します。

「沼田市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱」概要

対象とする 建物	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した一戸建て住宅又は併用住宅で、建築基準法その他関係法令に違反していないもの ・在来軸組工法で建築した平家建て又は 2 階建 ・個人で所有し、居住の用に供しているもの（賃貸は除く。） ・耐震診断の結果「倒壊する可能性がある又は高い」と診断されたもの
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象住宅を建築した者のいずれかに発注する「倒壊しない又は一応倒壊しない」となる耐震改修工事。
補助金の額	耐震改修工事に要する経費の 4/5 以内、かつ、100 万円限度

④ 耐震シェルターの設置を促進します。

平成 30 年度から、住宅の耐震化が、諸条件により難しい場合の受け皿として、住宅の屋内で最も滞在時間の長い寝室など必要最低限の空間の安全を確保するためのものとして、耐震シェルターや耐震ベッドの設置などにより圧死などの地震被害を軽減することを目標として耐震シェルター補助事業を行ってきました。今後も同様に住宅の耐震化が難しい場合の受け皿として、行っていきます。

「耐震シェルターの補助事業」概要

対象とする 建物	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した一戸建て住宅又は併用住宅で、建築基準法その他関係法令に違反していないもの ・在来軸組工法で建築した平家建て又は 2 階建 ・個人で所有し、居住の用に供しているもの（賃貸は除く。） ・耐震診断の結果「倒壊する可能性がある又は高い」と診断されたもの ・高齢者のみまたは障害者等が居住すること
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・居室又は居室の一部に設置され、地震により建物が倒壊しても、居住者の生命を守るための空間を確保できる装置又は寝ている人の身を落下物から保護し、生命を守ることができるベッド型の装置で、群馬県知事が認めたもの
補助金の額	耐震シェルター設置工事に要する経費の 1 / 2 以内、かつ、30 万円限度

⑤ 地震対策のための「沼田市市民協働まちづくり出前講座」を実施します。

住宅を取り巻く耐震化の現状等を理解することにより、耐震に関する意識の向上・耐震知識の習得につながるよう、市の職員が講師として出向きます。

⑥ 市役所に「耐震改修相談窓口」を設置しています。

今後も市民の方が相談に訪れ、耐震改修を促進できるよう対応に努めていきます。

相談窓口沼田市役所都市建設部建築住宅課建築指導係

沼田市下之町 888

TEL 0278-23-2111(代)

- ⑦ 特定既存耐震不適格建築物の周知・啓発を図ります。
特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震化の必要性について啓発を行うとともに、耐震診断・耐震改修に係る補助・支援制度を紹介し、耐震化の促進を図ります。
- ⑧ 耐震化に関する融資・税制の支援制度を周知します。
国等による、耐震化への様々な融資・税制等の支援制度の周知を図ります。
木造住宅耐震診断者派遣事業、木造住宅耐震改修補助事業実施者に対する支援制度の説明の実施、窓口でのパンフレットの配布やホームページに情報を掲載し、市民に広く周知していきます。
- ⑨ 専門家や事業者の人材育成を促進します。
群馬県が開催している、木造住宅の耐震診断技術者の養成を図るための「木造住宅耐震診断技術者養成講習会」を推進します。
また、耐震改修事業者の育成を図るため「耐震改修事業者向け講習会」の実施及び事業者リストの公開を群馬県と共同で行います。
沼田市では、耐震診断技術者・耐震改修の事業者の育成を推進するため、市内の建築士・施工業者に対して群馬県が開催する上記講習会を受講するように群馬県と連携して働きかけます。
- ⑩ 低コスト耐震改修の周知を図ります。
住宅所有者の耐震改修の費用負担の軽減を図るため、詳細な耐震診断に基づく合理的な設計法や天井・床を解体せず耐震補強が可能な安価な工法など、低コストで耐震改修が行える方法を周知していきます。
- ⑪ 群馬県との連携強化を図ります。
群馬県では、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、総合的かつ効果的な施策の推進について連携を図り、耐震改修促進計画の実効性を確保することなどを目的として、「群馬県建築物等耐震化推進連絡会議」（群馬県と県内の市町村の建築主務課より構成）が設置されています。
また、耐震改修促進法による指導等、建築基準法による勧告又は命令等に関する意見交換、実施方針の協議及び実施状況の共有等を目的に、県内所管行政庁による連絡会議の開催が検討されています。
こうした連絡会議の取り組みにより、群馬県との連携を強化し、本計画を推進していきます。

3 総合的な安全対策に関する事業

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

① ブロック塀等の転倒防止対策

地震時、ブロック塀や擁壁が転倒すると、死傷者が発生します。

平成 30 年の大阪府北部地震を受けて、平成 30 年の耐震改修促進法施行令の改正により、避難路に接する一定規模以上のブロック塀等に耐震診断を義務付けることが可能になったことも含め、ブロック塀の安全対策が急務となっています。通学路等を中心に危険箇所の点検・指導を進め、地域住民自らが危険箇所の点検を行なう活動を支援します。なお、市有施設の道路沿いのブロック塀については、安全対策済みです。

② 窓ガラス・天井の落下防止対策

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において、天井や窓ガラス等の落下や、大規模空間を有する建築物において天井が脱落した事案が多数生じたことを受け、平成 26 年 4 月 1 日に、天井の脱落防止措置について建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されました。

窓ガラスや天井の落下のおそれのあるものに対しては、今後も、改善に向けた指導・啓発等を行っていきます。

特に、市有施設の天井等の非構造部材の点検・改善を図ります。

③ エレベーター、エスカレーター等の安全対策

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において、1 都 1 道 13 県で 210 件のエレベーターの閉じこめが発生し、エスカレーター等の脱落事案が複数確認されたことを受け、平成 26 年 4 月 1 日に、エレベーター並びにエスカレーター等の脱落防止措置について建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されました。

非常時の救出や復旧体制の整備等について、所有者・保守点検業者及び消防署等と連携して安全対策を進めます。

④ 家具の転倒防止

過去の震災において、多くの方が転倒した家具によって死傷している事例を踏まえ、家具の転倒防止に関するパンフレット等の配布により周知するとともに効果的な家具の固定法の普及徹底を図ります。

4 優先的に耐震化すべき建築物の設定

災害対策拠点機能を確保するため、支所、避難施設等を優先的に耐震化します。

被害防止の点から、幼稚園、保育所、要介護者施設等の要介護者施設を次に優先的に耐震化します。

また、平成 28 年度に策定した「沼田市公共施設等総合管理計画」と整合性を図りながら、施設等の管理体制についても検討していきます。

5 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

平成23年10月に土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」が県により指定されたことから、地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、国や県と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業等の活用を推進します。

沼田市では、平成20年度に「沼田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱」を整備しております。

6 その他建築物の耐震化を促進するために必要な事項

本計画を実施するにあたり、今後、群馬県建築物等耐震化推進連絡会議において、群馬県及び県内市町村と連携を図りながら、情報共有を進めていきます。

また、本計画は、目標値の達成状況等について、社会情勢等を勘案し、定期的に計画内容を検証し、必要に応じ、適宜、見直すこととします。

① 新築の耐震化

新たに建築される住宅・建築物については、現行の耐震基準に従って適切に建築されるよう、建築基準法に基づく中間検査や完了検査について、特定行政庁である県と市が連携して対応します。これまでも建築パトロールを実施するなど、違反建築物の未然防止や早期発見に努めています。

② 建替え・除却・利活用の促進

耐震改修には多額の費用を要するものもあり、耐震改修が進まない要因のひとつと考えられます。また、耐震化された住宅の大半の要因は新築又は建替えと考えられます。そのため、耐震改修を促進するとともに、耐震性のない住宅の建替えを促進します。

さらに、耐震性がない空き家については、地震により倒壊した場合に、隣地に被害をもたらすおそれがあり、また倒壊により道路等を閉塞することで、周辺住民の避難に支障をきたすおそれもあることから、平成29年度から「沼田市空き家解体補助金」を創設し、空き家の除却を促進しています。

また、地方創生への取り組みを推進するひとつの方策として、空き家を活用した定住促進や空き建築物のリノベーションによる既存ストックの活用に併せて、空き家や空き建築物の耐震化を促進します。

③ 新耐震基準の住宅の耐震性能確認の促進

柱とはり等との接合部の接合方法の仕様等が明確化された、2000年以前に建築された新耐震基準の木造住宅について、耐震診断よりも効率的に耐震性能を検証する方法である「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）（一財）日本建築防災協会」を周知し、特にリフォーム等の機会を捉え、新耐震基準の住宅耐震性能の確認を促進します。

第4章 地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及

1 相談体制の整備及び情報提供の充実

沼田市においては、住宅や建築物の所有者に対し、耐震診断・耐震改修に関する情報提供や各種相談に応じる相談窓口を設置し、安心して耐震化に取り組むことができるように情報提供を行ないます。

木造耐震診断者へのフォローアップアンケート等を通して、耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえてもらえるよう努めます。

また、地震防災マップを、所有者又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう関係部局と連携し、情報提供を図ります。

2 パンフレット作成・配布並びにセミナー・講習会の開催

住宅の耐震診断や補助事業に関するものなど、各種パンフレットを作成・更新、配布、ホームページへの掲載、回覧板等により周知し、耐震化に関する啓発を行ないます。

また、群馬県等と連携し、耐震性のない建築物の所有者を直接訪問し、耐震診断の実施を促し、自治会等の求めに応じて現地に出向き、耐震化の必要性や支援策などを直接住民に対し説明するなどの講座等を実施します。

主な発信情報としては、

- ・ 地域災害の危険性、耐震化の重要性及び効果
- ・ 簡易な耐震診断
- ・ 耐震改修の方法や事例紹介、工事費用
- ・ 施工者情報
- ・ 助成制度、融資制度、税の優遇措置
- ・ 特定建築物や市有施設の耐震化状況
- ・ その他

があります。

具体的には、「沼田市市民協働のまちづくり出前講座」により、情報を発信しました。

今後は、出前講座実施についての周知も行い、より一層、住民に対し説明する場を設けることができるよう努めていきます。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅の増改築、改修、バリアフリー化等のリフォーム工事に合わせて耐震改修を行なうことは、費用や施工面で効率的です。

関係団体と連携・協力を図り、耐震改修工事と一体的に実施するように耐震化の必要性を所有者に対して情報提供・啓発を行ないます。

第5章 法による指導及び助言・命令等についての連携

1 耐震改修促進法による指導等の実施

沼田市においても市内の特定建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁※である県と市が連携して対応します。

所管行政庁が所有者に対して行うこと

1) 指導及び助言（耐震改修促進法第15条第1項）

特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため、必要な指導及び助言をすることができます。

2) 指示（耐震改修促進法第15条第2項）

一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物（参考資料 別表-1 参照）について、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、必要な指示をすることができます。

3) 公表（耐震改修促進法第15条第3項）

上記の指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができます。

2 建築基準法による勧告・命令等の実施

特定行政庁は、建築基準法第9条の4による指導及び助言を行うことができ、また、建築基準法第10条第3項による除却、改築、修繕等を行うよう命令することができることから、特定行政庁※である県と市が連携して対応します。

同様に、損傷、腐食、その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、「特定行政庁は同条第1項に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行なうこと」とされていることから、沼田市においても特定行政庁である県と市が連携して対応します。

※所管行政庁：建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）の規定。建築主事を置く市町村の区域においてはその市町村の長で、その他の市町村の区域は都道府県の長である。（耐震改修促進法第2条）したがって、沼田市の場合は群馬県知事又は市長である。

※特定行政庁：建築基準法による規定。建築主事を置く市町村の区域においてはその市町村の長で、その他の市町村の区域は都道府県の長である。（建築基準法第2条）したがって、沼田市の場合は群馬県知事又は市長である。

(耐震改修促進法第 14 条、第 15 条、附則第 3 条)

用 途	特定建築物の要件 (法第 14 条)	指示対象となる建築物 の要件 (法第 15 条)	耐震診断義務付け対象 建築物の要件 (附則第 3 条)	
多数の者が利用する建築物 (法第 14 条第 1 号)	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上 かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上 かつ 2,000 m ² 以上	階数 1 以上 かつ 5,000 m ² 以上
	病院、診療所	階数 3 以上 かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上 かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上 かつ 5,000 m ² 以上
	集会場、公会堂			
	郵便局、保健所、税務署その他これに類する 公益上必要な建築物			
	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若 しくは特別支援学校	階数 2 以上 かつ 1,000 m ² 以上 *屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上 かつ 1,500 m ² 以上 *屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上 かつ 3,000 m ² 以上 *屋内運動場の面積を含む
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者 福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上 かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上 かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上 かつ 1,500 m ² 以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの			
	幼稚園、保育所	階数 2 以上 かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上 かつ 750 m ² 以上	階数 2 以上 かつ 1,500 m ² 以上
	ホテル、旅館	階数 3 以上 かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上 かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上 かつ 5,000 m ² 以上
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿			
	2.で掲げた学校以外の学校			
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他こ れらに類する運動施設			
	劇場、観覧場、映画館、演芸場			
	展示場			
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営 む店舗			
	博物館、美術館、図書館			
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これら に類するサービス業を営む店舗			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着 場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の 用に供するもの				
卸売市場				
事務所				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供 する建築物を除く。)				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留 又は駐車のための施設			階数 3 以上 かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上 かつ 5,000 m ² 以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以 上の危険物を貯蔵、 処理する全ての建築 物		500 m ² 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上*敷地 境界線から一定距離以 内に存する建築物に限 る。
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で 指定する避難路沿道 建築物であって、前 面道路に対して一定 の高さ以上の建築物 (建物に附属するブ ロック塀等を含む)	左に同じ	耐震改修促進計画で指 定する重要な避難路沿 道建築物であって、前 面道路に対して一定の 高さ以上の建築物(建 物に附属するブロック 塀等を含む)	
防災拠点である建築物			県の耐震改修促進計画で 指定する大規模な地震が 発生した場合においてそ の利用を確保することが 公益上必要な、病院、官 署、災害応急対応対策に 必要な施設等の建築物	